

2 視覚障害者誘導用のブロック等

《基本的考え方》

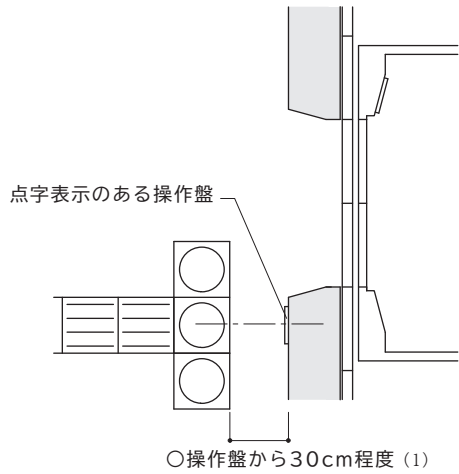
- ・ 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路（移動等円滑化経路）上に、視覚障害者の誘導動線を設定する。

視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声等による誘導設備の設置	(1) 利用者の用に供する通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するもの（これらの通路等とエレベーター、便所、券売機及び案内板等との間の経路を構成する通路等を含む。）には、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。	ロ 視覚障害者誘導用のブロック等 (1)
表面	(2) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。	ロ 視覚障害者誘導用のブロック等 (2)

《標準的な整備（整備基準の解説）》

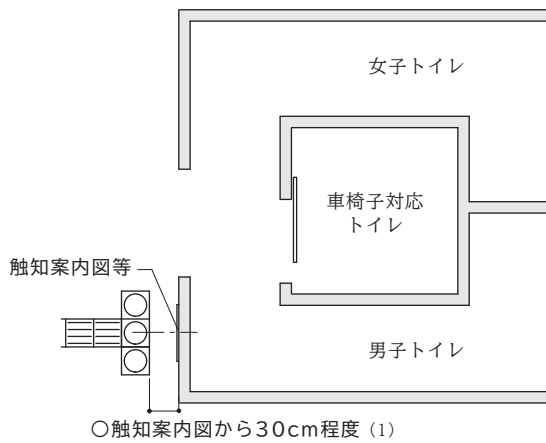
- 【形状】線状ブロック、点状ブロック等の形状及び寸法は JIS T 9251 に合わせる。
- 【色】色は黄色を原則とする。
- 【点状ブロックの位置】エレベーターは点字表示のある乗降口ビー側の操作盤から 30cm 程度、トイレは触知案内図等から 30cm 程度、券売機は券売機の手前のカウンターから 30cm 程度離して敷設する。また、同一駅内のエレベーターへの誘導用ブロックの敷設方法は統一する。

《エレベーターまでの敷設例》



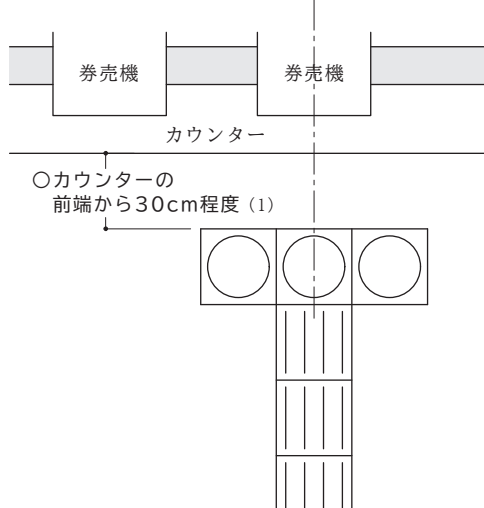
出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成31年（2019年）3月改訂版 430ページ【図16.3】（一部、変更しています。）

《トイレまでの敷設例》



出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成31年（2019年）3月改訂版 430ページ【図16.4】（一部、変更しています。）

《券売機までの敷設例》



出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成31年（2019年）3月改訂版 430ページ【図16.1】（一部、変更しています。）